

本社機能

1. 対象事業 ※地域再生法施行規則第8条に規定する特定業務施設 ※工場や店舗は対象外

施設	分野・機能
事務所	複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門 ・調査・企画部門(事業、製品の企画・立案や市場調査を行う部門) ・情報処理部門(自社のための社内業務としてシステム開発等を行う部門) ・研究開発部門(基礎研究、応用研究、開発研究(設計、デザインを含む新製品の試作等)を行う部門) ・国際事業部門(輸出入に伴う貿易業務や海外事業を統括する部門) ・その他管理部門(総務、経理、人事、その他の企業の管理業務を行う部門)
研究所	研究開発において重要な役割を担うもの
研修所	人材育成において重要な役割を担うもの

要件
(※1)

基準

延床面積 **500㎡以上**
常用雇用 **20人以上**

大規模

延床面積 **1,000㎡以上**
常用雇用 **40人以上**

2. 主な要件・交付内容 (賃借型)

賃料への 交付金(※2)	金額	年間賃借額の 1/4	年間賃借額の 1/4
	期間	他の交付対象分野にも 該当する場合 1/3	他の交付対象分野にも 該当する場合 1/3
	上限額	1年間	2年間
		2,500万円 (㎡あたり4,000円/月)	年5,000万円 (㎡あたり4,000円/月)



雇用への 交付金(※3)	金額 (1人あたり)	正社員(※4)	その他の常用雇用者
		福岡市民(※5)	100万円
	福岡市民以外	10万円	5万円
	対象者(1人1回)	操業開始時から3年間の雇用者	
	上限額	1億円	



日本初進出の外国・外資系企業の場合

設立費用 への交付金	金額	対象経費の1/2
	対象経費(※6)	市場調査、通訳、各種許認可の取得、登記等に要する経費、 拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等 ※公租公課を除く。 (姉妹都市またはMOU(経済交流等に関する覚書)締結都市からの進出企業(※7)は、 渡航費(※8)も対象)
	上限額	300万円

(※1)要件は、操業開始時から満たしておくことが必要 (※2)賃料への交付金は、オフィスおよび研究開発設備機器の年間賃借額(共益費は除く。消費税含む。)が対象 (※3)1年以上の継続雇用が確認できた方が対象。各年増加した雇用者が対象(1人1回)。 (※4)正社員およびその他常用雇用者の雇用形態については、雇用契約書等の提出書類で確認できた方が対象 (※5)福岡市民は、住民票等の提出書類で確認できた方が対象 (※6)操業開始した日以前1年以内の経費が対象 (※7)MOUを経済団体等と締結している場合は、経済団体に所属している事業者が対象 (※8)2名×2往復までの、航空等運賃が対象

試算例 オフィス賃料を4,000円/㎡と仮定して、2つの事例で試算しました。

【ケース1】基準型

- ・東京の企業が、本社機能を移転
- ・本社機能のオフィス面積：600㎡
- ・本社機能に従事する
雇用人数：3年間で50名
 - ・正社員(福岡市民)20名
 - ・正社員(市民以外)20名
 - ・契約社員(福岡市民)10名

【ケース2】大規模型

- ・東京の企業が本社を移転
- ・本社機能のオフィス面積：1,500㎡
- ・本社機能に従事する
雇用人数：3年間で110名
 - ・正社員(福岡市民)100名
 - ・アルバイト(市民以外)10名
 - ※このほか、派遣社員10名

	交付金	内 訳
賃料 への交付金	720万円	オフィス年間賃料2,880万円 (600㎡×4,000円×12月) ×1/4
雇用 への交付金 (※1)	2,350万円	・正社員(福岡市民) ……………20名×100万円=2,000万円 ・正社員(市民以外) ……………20名×10万円=200万円 ・契約社員(福岡市民) ……………10名×15万円=150万円
計	3,070万円	

	交付金	内 訳
賃料 への交付金 (※2)	3,600万円	オフィス年間賃料7,200万円 (1,500㎡×4,000円×12月) ×1/4×2年間(大規模)
雇用 への交付金 (※3)	1億円 (上限額)	・正社員(福岡市民) ……………100名×100万円=1億円 ・アルバイト(市民以外) ……………10名×5万円=50万円 ※派遣社員は対象外(直接雇用者が対象)
計	1億3,600万円	

(※1)雇用への交付金は、1年以上の継続雇用を確認した後に交付します。
 (※2)各年1,800万円×2年間(2回)交付
 (※3)算出額が上限額の1億円を超過するため、上限額1億円を適用。

3. その他重要事項

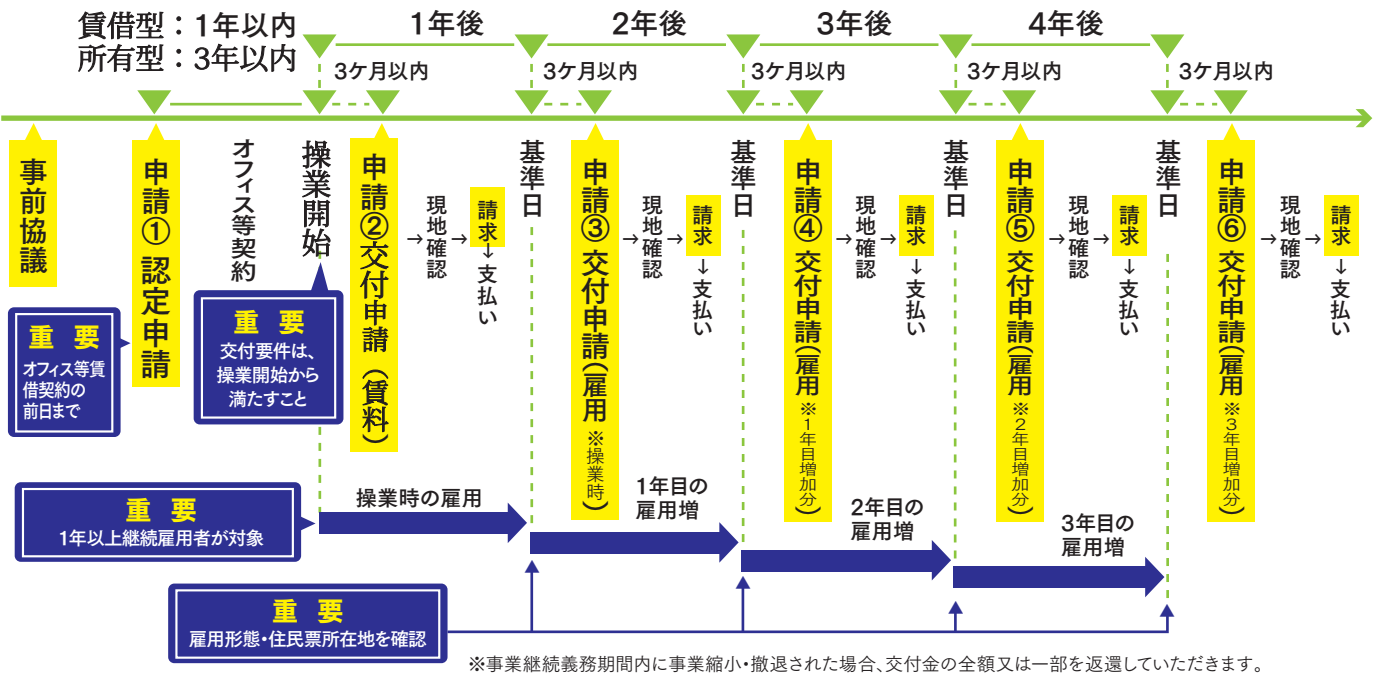
【申請時期】 オフィス等の賃借契約の前日までに、必ずご申請ください。

【操業開始期限】 認定申請日から1年以内 ※所有型の場合は3年以内

【継続義務期間】 賃借型5年間 ※所有型の場合は10年間 ※期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

立地交付金の申請にあたっては、「福岡市企業立地促進条例」ほか関係規定をご一読いただき、定められた規定を遵守することに同意の上、ご申請ください。

手続きの流れ



経済観光文化局 創業・立地推進部 企業誘致課

- TEL: 092-711-4849 ● FAX: 092-733-5901
- E-mail: invest@city.fukuoka.lg.jp
- 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市 東京事務所

- TEL: 03-3261-9712 ● FAX: 03-5276-7895
- E-mail: tokyooffice.GAPB@city.fukuoka.lg.jp
- 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4-1 日本都市センター会館12階

お問合せ